

平成28年5月23日
関東森林管理局

建設業法施行令の一部を改正する政令について

官報第6750号（政令第百九十二号）平成28年4月6日付け公布により建設業法施行令が改正されます。概要については、下記のとおりとなりますので平成28年6月1日以降に契約される工事等から適用されます。

1 建設業法上の金額の見直し

- (1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の下限について、建築一式工事以外にあっては3,000万円から4,000万円に、建築一式工事にあっては4,500万円から6,000万円に、それぞれ引き上げる。
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の下限について、建築一式工事以外にあっては2,500万円から3,500万円に、建築一式工事にあっては5,000万円から7,000万円に、それぞれ引き上げる。

問合せ先 関東森林管理局

総務企画部	経理課	契約適正化専門官	電話：027-210-1149
計画保全部	治山課	治山技術専門官	電話：027-210-1191
森林整備部	森林整備課	設計指導官	電話：027-210-1193